

かわさき資産マネジメントカルテ案〈資産マネジメントの第2期取組期間の実施方針〉に対するパブリックコメント 手続の実施結果について

1 概要

川崎市では、公共施設の老朽化による財政負担の増大・集中への懸念や、本格的な少子高齢社会の到来による行政ニーズの変化などの公共施設を取り巻く環境の変化に的確に対応していくため、資産マネジメントの取組推進の今後の考え方や方向性などを「かわさき資産マネジメントカルテ案〈資産マネジメントの第2期取組期間の実施方針〉」として取りまとめ、市民の皆様から御意見を募集しました。

その結果、8通（意見総数26件）の御意見をいただきましたので、御意見の内容とそれに対する本市の考え方を次のとおり公表いたします。

2 意見募集の概要

題 名	かわさき資産マネジメントカルテ案 〈資産マネジメントの第2期取組期間の実施方針〉の策定について
意見の募集期間	平成25年12月20日（金）～平成26年1月20日（月）（32日間）
意見の提出方法	電子メール、FAX、郵送、持参
募集の周知方法	<ul style="list-style-type: none"> ・川崎市ホームページへの掲載 ・市政だより（12月21日号）への掲載 ・閲覧用資料（案、概要版）の設置 設置場所：区役所、かわさき情報プラザ ・配布用資料（概要版）の設置 設置場所：区役所、支所、出張所、連絡所、行政サービスコーナー、シティセールス・広報室、市民館（分館含む）、図書館（分館含む）、教育文化会館、市民ミュージアム、公文書館、かわさき情報プラザ、（公財）生涯学習財団
結果の公表方法	<ul style="list-style-type: none"> ・川崎市ホームページへの掲載 ・閲覧用資料の設置 設置場所：区役所、かわさき情報プラザ

3 結果の概要

意見提出数（意見件数）	8通（26件）
(1) 電子メール	3通（9件）
(2) F A X	2通（6件）
(3) 郵 送	0通（0件）
(4) 持 参	3通（11件）

4 御意見の内容と対応

パブリックコメント手続の実施により、「かわさき資産マネジメントカルテ案」の趣旨に沿った御意見、今後の取組を推進する中で参考とさせていただく御意見のほか、「かわさき資産マネジメントカルテ」の内容を充実させる御意見がありましたことから、一部の御意見を反映し、「かわさき資産マネジメントカルテ」を策定します。

【御意見に対する市の考え方の区分説明】

- A：趣旨を踏まえ、「カルテ」に反映させるもの
- B：「カルテ案」の趣旨に沿ったもの
- C：今後の取組を推進する中で参考とさせていただくもの
- D：「カルテ案」に対する質問・要望であり、市の考え方を説明・確認するもの
- E：その他

【御意見の件数と対応区分】

項目	A	B	C	D	E	計
(1) 「カルテ」全般に関する事	2	1		3		6
(2) 「戦略1 施設の長寿命化」に関する事	1	1			1	3
(3) 「戦略2 資産保有の最適化」に関する事		1	1	5	5	12
(4) 「戦略3 財産の有効活用」に関する事		1	1			2
(5) 「資料編」に関する事	1			1		2
(6) その他					1	1
合計	4	4	2	9	7	26

御意見の要旨と本市の考え方

(1) 「カルテ」全般に関すること（6件）

No.	意見要旨	本市の考え方	区分
1	<p>資産マネジメントの推進に当たっては、市長のトップダウンにより、オール市役所の体制でやることが望ましいと考える。</p>	<p>御意見のとおり、資産マネジメントの取組推進に当たっては、全庁的な意見を集約・調整し、合意形成を図ることが大変重要であることから、資産マネジメントの取組に関する全庁的な合議機関としての庁内委員会を2009（平成21）年度から設置しています。また、取組に学識者等の専門的見地からの意見を反映するための外部有識者委員会を2010（平成22）年度から設置しています。</p> <p>「カルテ案」では、こうした合議機関等の推進体制の記載がありませんでしたので、新たに、「資産マネジメントの推進体制」として、第2章に記載いたします。</p>	A
2	<p>マネジメントサイクルにおける「調査」の過程において、特に、施設統廃合の際の民間施設との合築を検討する場合には、大学等の研究機関や、民間のシンクタンク等との連携が有用である。</p> <p>そうした点についても記述すべきである。</p>		A
3	<p>将来、首都直下型地震の発生が予想されていることから、災害時において市の施設が機能不全に陥らず、本来業務及び震災時の緊急業務に対応できるよう、BCP（業務継続計画）の視点を盛り込むことが重要であると考えます。川崎市においては、すでにBCPが定められていることから、それと連携した資産マネジメントに取り組むべきであり、そのことを盛り込むべきである。</p>	<p>業務継続計画は、震災発生時において、業務の継続・早期復旧を実現し、市民・事業者の生命・生活・財産を守ることを目標として策定しており、災害時において適切に業務を実施するためには、災害時に重要な役割を担う施設の日頃からの修繕等の保全が重要と考えております。</p> <p>そのため、保全実施のための優先度判定においては、地震防災上重要となる施設を評価する「施設別重要度」を評価項目の一つとしています。</p> <p>また、施設の適正配置に当たっては、災害時の施設の役割も念頭に置いた検討を進めてまいります。</p>	B

No.	意見要旨	本市の考え方	区分
4	<p>資産マネジメント推進部署は、一つの部署を指しているのか。それとも、複数の部署の総称なのか。</p>	<p>「資産マネジメント推進部署」とは、学校施設、市営住宅、その他の庁舎等建築物、道路、橋りょうなど、施設の種別別に、主体となって全体状況のとりまとめや分析を行い、長寿命化等の取組を推進する複数の部署を指しています。</p>	D
5	<p>第1期の実施方針の効果・検証を行い、そこで明確になった課題や反省点もきちんと示すべきではないか。例えば、第1期では、KPI（重要評価指標）の設定やモデルケースの選定を行っていたがそれらはどうなったのか。</p> <p>また、第1期の取組の効果・検証について、戦略3に関する記述はあるが、戦略1と戦略2に関しても明記すべきである。</p>	<p>2010（平成22）年度策定の「川崎版PRE戦略かわさき資産マネジメントプラン（第1期取組期間の実施方針）」におけるモデルケースによる検討・検証に基づく資産マネジメントの手法について、「施設の長寿命化」に関しては「カルテ案」P.39～P.55に、「資産保有の最適化」に関しては、P.74～P.99に記載しております。また、KPIについて、これを活用した資産マネジメント手法に関しては、「カルテ案」P.84～P.90の「会議室等の適正規模化」に、具体的な施設の指標値に関しては、「人口10万人当たりの施設数」として、各施設分類別に資料編に記載しております。</p> <p>なお、取組効果について、「施設の長寿命化」や「資産保有の最適化」の効果創出には相当長期間を要するため、第1期取組期間の3年間の効果としては記載しておりませんが、「カルテ案」P.21～P.24の「公共建築物の修繕費・更新費の将来見通し」において、今後20年間で見込まれる第1期取組期間までの長寿命化の取組の効果等は記載しております。</p>	D

No.	意見要旨	本市の考え方	区分
6	第1期の実施方針には、「資産マネジメントシステム」及び「資産カルテ」を整備するとあるが、それらはどうなったのか。すでに完成しているならば、どのようなデータを管理し、それをどのように活用しているのか明記すべきである。	資産マネジメントシステムは、2012（平成24）年度から稼働しており、これに収集した資産データを登録し、作成した「資産カルテ」に基づき、「資料編 用途別施設の状況」を作成しています。	D

(2) 「戦略1 施設の長寿命化」に関すること（3件）

No.	意見要旨	本市の考え方	区分
7	施設の長寿命化の取組において、庁舎等建築物では、建築部位・設備ごとに保全対策を検討しているが、この考え方は学校施設においても必要だと考える。区分している理由がよく分からない。	<p>学校施設についても、建築部位・設備ごとに適切な保全が必要であると認識しており、2013（平成25）年度策定の「学校施設長期保全計画」におきまして、建築部位・設備の耐用年数を整理し、適切な時期に保全していくこととしております。「カルテ案」にはこうした取組についての記載がありませんでしたので、第3章の「3 学校施設の長寿命化の取組」に記載いたします。</p> <p>また、「施設の長寿命化」については、用途、構造等が共通する施設群を単位に方針を定め、取組を進めることが効率的・効果的であると考えております。</p> <p>そのため、本市では、公共建築物を、「市営住宅」、「学校施設」、これら以外の公共建築物である「庁舎等建築物」の3つに区分した上で、それぞれで、状況に応じた建築部位・設備ごとの目標耐用年数や保全手法を設定し、長寿命化の取組を進めてまいります。</p>	A

No.	意見要旨	本市の考え方	区分
8	<p>施設の長寿命化には賛成である。民間商業施設などとは異なり、行政の施設は新築、豪華絢爛である必要は全く無い。</p> <p>ただし、古いながらも利用の安全には十分な配慮が必要である。</p>	<p>社会教育施設、福祉施設、学校施設、市営住宅等の建築物や、道路、橋りょうなど、施設の種類・特性に応じ、定期的な施設点検等の適切な管理を行い、利用の安全性を確保しながら、「施設の長寿命化」を進めてまいります。</p>	B
9	<p>先日の武蔵小杉駅のエスカレーター事故では、事故後、緊急点検を実施したとの報道があったが、まず、そうした事故がないよう日頃の管理が肝要である。</p> <p>また、東日本大震災の際のシンフォニーホールの天井崩落事故を踏まえれば、施設の設計段階からの綿密な精査が必要であるとも言える。</p> <p>こうした事故を受け、川崎市では、どのような対応を行っているのか。</p>	<p>本市が管理するエスカレーターについては、従来から定期的な点検を月2回、法定点検を年1回、専門業者に委託し、実施するとともに、利用頻度の高い場所に設置されているものについては、部品の交換を早めに行うなど、利用者の安全性確保の徹底に努めております。</p> <p>今回の事故の原因については、現在、警察と国で捜査・調査中ですが、本市も協力し、事故の原因究明及び再発防止に積極的に取り組んでまいります。併せて、「歩行禁止」のステッカーの追加等、安全な利用に関する啓蒙活動にも取り組んでまいります。</p> <p>また、ミューザ川崎の一部である川崎シンフォニーホールについては、本市が設計した施設ではなく、都市基盤整備公団（現：独立行政法人都市再生機構）から2003（平成15）年に取得したものです。施設の建築に関しては、従来からの建築基準法等に基づく基準に加え、東日本大震災を受け、国による新たな技術基準も定められたことから、本市が設計する場合はもとより、建物を取得する場合においても、この新たな基準を踏まえた適合確認を行ってまいります。</p>	E

(3) 「戦略2 資産保有の最適化」に関すること（12件）

No.	意見要旨	本市の考え方	区分
10	<p>他都市との比較において、公共施設の稼働率、定員に対しての充足率等の利用状況も指標として用いるべきではないかと思う。</p>	<p>「カルテ案」P.84～P.90の「会議室等の適正規模化」のとおり、複数年度の稼働率、収容率（定員に対する実際の利用者数）等を曜日別、時間帯別等に収集し、調査、分析を行い、また、可能なものについては他都市との比較を行うなど、利用状況を踏まえた「資産保有の最適化」の検討を進めてまいります。</p>	B
11	<p>小中学校数が政令指定都市の中で最も少ないとのことだが、必要な施設は建設すべきだと考える。一方で、人口は減少していくと推測されているので、有効利用するために転用する施設を想定しながら整備を進める必要がある。</p>	<p>「カルテ案」P.11～P.12のとおり、本市の公共建築物の床面積はこれまで増加してきており、この主な理由としては、児童生徒数の増加に対応した学校の分離新設・増築等が挙げられます。</p> <p>本市では、本格的な少子高齢社会の到来とともに、引き続き人口増加も見込まれておりますので、御意見のとおり、こうした行政ニーズの増加・変化に対応した必要な施設整備は、今後も進めていくべきと考えております。</p> <p>一方で、本市の総人口は2030（平成42）年度をピークにその後減少していくことが想定されています。また、それより前の2020（平成32）年度には、5歳から14歳までの人口がピークを迎え、その後は減少に転ずる見込みとなっていることから、2020（平成32）年度からの5年間を学校施設のコンパクト化検討期間と位置付け、財政支出の平準化を目的に、2025（平成37）年度以降の学校施設整備の方向性を検討してまいります。施設の転用については、その検討を行う上での参考とさせていただきます。</p>	C

No.	意見要旨	本市の考え方	区分
12	<p>施設の利用者が少なければ、これを増やす努力も必要である。</p> <p>利用する市民館は、料金が安い割には使い勝手がよく、これで、仮に利用者が少ないとの判断であれば、それは、ただのPR不足であると考ええる。</p> <p>また、川崎市には市民館の数が少ないと考える。</p>	<p>市民館は、公民館と文化会館（大ホール）の二つの要素を備えた社会教育の中核的な施設として、交通結節点の利便性も考慮した上で、原則、各区に地区館を1館、これを補完する形で分館を設置しています。</p> <p>また、利用実態については、各区、地区によって差異はあるものの、カルテ案P.187に示すとおり全体で年間約8万件の利用があり、本市の社会教育施設の拠点として利用されているものと考えていますが、引き続き、利用率の向上を図るため広報等に努めてまいります。</p>	D
13	<p>施設総量についての基本的な方向性は、将来の人口減少、高齢化、生産年齢人口減少による税収減少、財政の硬直化などを考慮すると、縮減であると考えられるので、そのことについて明記することを要望する。例えば、「必要性無」と判定された施設は、維持費削減のため早期に廃止・売却されることが望ましいと考える。</p>	<p>横須賀市においては、1992（平成4）年度を人口のピークとし、今後将来においても引き続き人口減少が見込まれる一方、本市においては、2030（平成42）年度までの人口増加が見込まれており、さらに本格的な少子高齢社会の到来等による今後の行政ニーズの変化も踏まえれば、施設の現在の利用状況等をもって、一概にその転用、廃止等を判断することが難しい状況にあります。</p>	D
14	<p>「施設総量の縮減」を目標とすることで、初めて、原則として「新規建設は控える」、「統廃合の検討」、「建て替えによらない施設維持」、「建て替える場合には整備・維持費用縮小の重視」などの方向性を持った基本方針を立てられるが、「カルテ案」では目標が不明瞭なため、方針の方向性が見えなくなっているように感じる。再考をお願いしたい。</p>	<p>また、本市では、こうした行政ニーズの増加・変化に対応した必要な施設整備は、今後も進めていくべきと考えており、そうした中での持続可能な財政基盤の構築に向け、「カルテ案」P.21～P.24の「公共建築物の修繕費・更新費の将来見通し」を踏まえ、第2期取組期間における資産マネジメントの取組の主体を「施設の長寿命化」としたところでもあります。</p>	D
15	<p>横須賀市の施設のあり方を検討するための施設のグループ分けでは、チェック1（廃止・売却か／存続か）⇒チェック2（チェック1で存続検討とした施設について、転用か／現状維持か）⇒チェック3（チェック2で現状維持検討とした施設について、建て替えか／現状維持か）といった評価を順に行うことで、あいまいな評価結果にならないような工夫がされている。</p> <p>このような工夫を、評価手順に加えて欲しい。</p>	<p>ただし、本市においても2030（平成42）年度に人口のピークを迎えた後は、人口減少が見込まれておりますので、これに向けた長期的な取組課題として、施設単体の利用状況等の観点や、適正な施設配置等の広域的観点により、着手可能などころから「資産保有の最適化」の取組を進めてまいりたいと考えております。</p>	D

No.	意見要旨	本市の考え方	区分
16	<p>何をもって「市民ニーズ」の有無を判断するのか、基準があいまいである。また、施設の廃止・売却の判断時において、市民の声を聞くための手順が具体化されていないように思える。市民の声を直接聞く手順について明記することを望む。</p>	<p>市民ニーズの有無は、対象施設と類似施設の利用状況の比較検討や、日頃からの市民等の御意見などを参考に、把握に努めてまいります。</p> <p>また、施設の廃止等を行う際には、利用者や地域への十分な説明を行うとともに、特に、市民生活に影響を及ぼす重要な施策推進を伴う施設の再編等に際しては、市の共通ルールとして定めたパブリックコメント手続条例に基づく手続きを活用し、広く市民からの意見聴取に努めてまいります。</p>	D
17	<p>大阪都構想の際に、府と市のサービスの重複解消が主要目的の一つになっていたと記憶しているが、川崎市の場合どうか。</p> <p>国、県、近隣の市と連携して、施設が重複しないようにやりくりをし、私たちの子供、孫の世代に余計な負担が掛からないようにしてもらいたい。</p> <p>(同様意見他 1 件)</p>	<p>本市は、1972（昭和 47）年の政令指定都市へ移行の際の保健・福祉、教育、都市計画等の分野における事務・権限の県からの移譲などによる役割、責任の拡大に伴い、県等との役割分担を踏まえた必要な行政サービスを提供するための施設整備を進めてまいりました。一方で、子育て支援、就労支援等の分野において、関連する事務・権限が県と市で分かれていることなどによる、県等との施策等の重複、いわゆる二重行政が問題となっています。</p> <p>このことは、現行の地方自治法における指定都市制度の一つの課題であるといえますが、本市では、より一層の事務とその財源の移譲に基づく自主的・自立的な行財政運営の下、住民により身近な自治体による効果的・効率的な行政サービスの提供を可能とする新たな大都市制度の検討を進めているところです。</p> <p>現在、国でも、道府県と政令指定都市の二重行政の解消に向けた地方自治法の改正も検討されていることから、こうした動向にも注視しながら、二重行政の解消に向けた取組等を通じた効率的な施設のあり方の検討を進めてまいります。</p>	E

No.	意見要旨	本市の考え方	区分
18	<p>国からの補助金で建設した施設は他の目的に利用できないと聞いたことがあるが、既存施設の有効活用のためには、補助金のあり方や制度について、国に対して要望・要請していくことも必要である。</p>	<p>各府省の承認基準等の弾力化が図られたことにより、国からの補助金を財源の一部として建設した施設のうち、10年を経過したものの転用等については、原則、国への報告等の手続きを行うことで、補助金の返納が求められなくなっております。</p> <p>今後、施設の転用等を具体的に検討していく中で課題等を整理し、必要に応じて国等との調整を行ってまいります。</p>	E
19	<p>利用が60歳以上に制限され、利用者が少ない「老人いこいの家」を廃止し、次の案のとおり、有効利用を図るべきと考える。</p> <p>案1：地域のコミュニティ施設として町内会活動やお花鑑賞など文化教養の活動を行う。</p> <p>案2：民間保育園の施設として貸付け、待機児童を減らす。</p> <p>案3：首都圏直下型地震においては、特に、木造密集地区での火災による多数の死者が想定されているので、跡地を防災用の機械や消防用器具の備蓄基地として利用する。</p>	<p>御意見のとおり、待機児童解消や、災害時を想定した対策強化は重要な施策であり、資産マネジメントにおいても、これらの施策推進と連携し、余剰施設の活用等の取組を進めていく必要があると考えております。</p> <p>一方で、施設の廃止・転用については、現在のみならず将来的な施設需要も見定めるとともに、利用者や地域の意見も十分に取り入れた上、他の施策の重要性や利用者ニーズとの比較考量を行うなど、特に慎重な判断が必要であると考えております。</p> <p>また、現在、介護予防拠点として位置付けている老人いこいの家については、一定数の利用者があり、今後の更なる高齢者人口の増加に際しては、高齢者事業全体の方向性を見定めながら、あり方の検討を進めていく必要があると考えております。</p>	E
20	<p>緊急の課題となっている保育園の不足を補うため、こども文化センターを廃止し、民間保育園として再利用すべきである。</p> <p>なお、こども文化センターの活動は、小学校の空き教室を利用して継続する。</p>	<p>学校施設については、現在、一部地域における住宅開発等に伴う児童生徒の急増対策が急務となっておりますが、5歳から14歳までの人口は2020(平成32)年度にはピークを迎え、その後減少に転ずる見込みとなっております。そのため、2020(平成32年度)からの5年間をコンパクト化検討期間として位置付けておりますので、いただいた学校施設の転用に関する御意見については、今後の検討の際の参考とさせていただきます。</p>	E

(4) 「戦略3 財産の有効活用」に関すること（2件）

No.	意見要旨	本市の考え方	区分
21	<p>「基本的な視点」に記載の、愛着と誇りを共有できる暮らしやすいまちづくりへの寄与を念頭に置いた取組を推進するという視点は、特に大切だと考える。</p> <p>その意味でも、戦略3の財産の有効活用取組の中で挙げられた不法占拠対策は重点的、かつ徹底的に全市を挙げて推進することが急務である。不法占拠状態を看過するような状況が常態化すると、ルール無視の人間やモラルの無い人間、マナーの悪い人間が居やすくなり、町は次第に荒廃が進み、ひいては都市の価値が失われていく。市の価値を毀損する人に対しては断固たる措置を取ることを願う。</p>	<p>市民の貴重な財産である市有地を適正に管理するため、現地調査を行い、境界標の確認や復元、必要に応じた囲い込みを行うなど、不法占拠の未然防止に努めております。不法占拠が発見された場合には、除却指導、誓約書の徴取、行政代執行等の法的措置など、不法占拠の解消に向けた取組を推進しております。</p> <p>また、川崎市不法占拠対策委員会を設置し、不法占拠対策に関する方針等について審議しているほか、公有財産の総括機関として財政局が市有地全般の不法占拠対策の進捗管理を総括するとともに、道路・水路・河川を管理する建設緑政局に専任の不法占拠対策係を組織し、対応を図っております。</p> <p>今後も引き続き、不法占拠の未然防止に努めるとともに、指導に従わない不法占拠者に対しては、法的措置も視野に入れた対応を講じてまいります。</p>	B
22	<p>市有財産の有効活用の一環として、太陽光発電の導入を積極的に推進すべきである。特に、学校等の教育施設や市営住宅において屋根貸しを積極的に実施し、市の歳入確保に取り組むべきである。</p>	<p>本市では、地球温暖化対策推進基本計画の基本政策の1つに再生可能エネルギーの利用を位置づけ、2012（平成24）年度までに、太陽光発電設備を川崎駅東口駅前広場タクシーシェルターや5つの区役所を含む20箇所の公共施設と50箇所の市立小中学校、合わせて市内70箇所に導入し、地球温暖化対策や有効活用（経費の節減）等の取組を推進しています。</p> <p>御意見をいただきました市営住宅や未導入の教育施設についても、他の自治体における事例を参考としながら、施設の規模や構造、日照条件、事業者の採算性などを踏まえ、導入に向けた検討を進めてまいりたいと考えています。</p>	C

(5) 「資料編」に関すること（2件）

No.	意見要旨	本市の考え方	区分
23	資料編 P. 332 「図表 6-19-8 市営住宅の分布と土地有効利用度」の文字がつぶれていて読めない。図表を差替えるべきである。	御意見を踏まえ、読みやすい図表に差替えます。	A
24	資料編の記述をもう一步踏み込むべきである。施設の概要、利用状況及び修繕費等について記述されているが、それについて資産マネジメント的な視点からコメント（見解）を加えるとより充実した資料となる。そのためには、各利用状況や費用に係るベンチマークが必要になるものとする。	各施設群のデータについて比較を行えるようにするため、平均築年数の比較等のデータを、「資料編」のまとめに記載しております。なお、一部の施設群については、こうしたデータなどを活用した上で、P. 102 「（2）施設状況を踏まえた今後の取組の方向性」に資産マネジメント的な視点からの見解を記載しております。	D

(6) その他（1件）

No.	意見要旨	本市の考え方	区分
25	<p>従前、川崎市は都市基盤や街並みの整備を計画的・戦略的に十分進めてきたとは言えず、インフラの脆弱さが、市が本来有すべき魅力・活力を削いでいて、都市イメージ改善の足を引っ張っている面がある。</p> <p>余剰地の活用は、こうした立ち遅れている「まちづくり」の基盤整備を進展させる活用方法である、再開発事業や区画整理事業、道路拡幅整備の種地や代替地として有効に優先利用していくことが、最終的に市民全体に広く恩恵を還元できる一番の方策だと考える。</p> <p>とりわけ東京・大手町地区で行なわれているような、エリア全体の機能更新を継続して順番に実施していく連鎖型再開発事業の種地として活用していくことが、一過性の事業に終わらない最も有効の余剰地活用方法と考える。</p>	<p>適切な施設余剰地を活用してまちづくりを行うことは効果的であり、計画的・戦略的なまちづくりを考える上で、必要なことだと認識しております。</p> <p>本市の広域拠点である川崎駅周辺においては、老朽化のため更新時期が近づいていた公的住宅団地や民間の土地利用転換などの契機を捉え、公共事業や民間再開発を連鎖的に積み重ねることで、土地利用の誘導と都市基盤の整備を進めてきました。</p> <p>同じく広域拠点である武蔵小杉駅周辺においても、老朽化のため更新時期が近づいていた中原市民館や中原図書館を、駅に近い別街区の再開発ビルに移転させ、それぞれの跡地を、新たなまちづくりを行う種地として活用するなど、計画的・戦略的にまちづくりを進めてきたところです。</p> <p>2013（平成25）年1月1日時点の商業地における公示価格上昇率では、川崎駅周辺の公示地が1位、武蔵小杉駅周辺の公示地が2位となっており、これも、取組による成果の現れであると考えております。</p> <p>なお、こうした取組については、街区毎に土地所有者の事業への参画、生活再建、地域住民の理解など様々な課題がありますが、今後も、街区毎の熟度に応じたまちづくりを行い、事業主体や時期の異なる各事業を有機的に結びつけることで、計画的に土地利用の誘導を図ることなどにより、魅力にあふれ、賑わいのあるまちづくりを推進してまいります。</p>	E